

の額を(2)のイに掲げる総資本の額で除して得た数値(その数に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとす。

ただし、当該数値が68.4%を超える場合は68.4%と、マイナス23.5%に満たない場合はマイナス23.5%とみなす。

(8) 有利子負債月商倍率について

イ 有利子負債の額は、基準決算における短期借入金、長期借入金、受取手形割引高、社債及び新株予約権付社債の合計の額(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第8号に定めるコマーシャル・ペーパーの額を含む。)とする。

ロ 有利子負債月商倍率は、イに掲げる有利子負債の額を(4)のイに掲げる一月当たり売上高で除して得た数値(その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が10.8を超える場合は10.8とみなす。

(9) 純支払利息比率について

イ 純支払利息の額は、審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額とする。

ロ 純支払利息比率は、イに掲げる純支払利息の額を(1)のイに掲げる売上高の額で除して得た数値(その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとす。

ただし、当該数値が3.1%を超える場合は3.1%と、0%に満たない場合は0%とみなす。

(10) 自己資本対固定資産比率について

自己資本対固定資産比率は、基準決算における1の(2)のイ又はロに掲げる自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値(その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとす。

ただし、当該数値が529.3%を超える場合は529.3%と、マイナス76.5%に満たない場合はマイナス76.5%とみなす。

(11) 長期固定適合比率について

長期固定適合比率は、基準決算における1の(2)のイ又はロに掲げる自己資本及び固定負債の合計の額を固定資産の額で除して得た数値(その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとす。

ただし、当該数値が754.5%を超える場合は754.5%と、26.9%に満たない場合は26.9%とみなす。

(12) 付加価値対固定資産比率について

イ 付加価値の額は、(1)のイに掲げる売上高の額から、審査対象事業年度における材料費及び外注費（労務外注費（工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額をいう。）を労務費に含めて計上している者については、当該労務外注費を含む。）の合計の額（建設業以外の事業を併せて営む者については、兼業事業売上原価に係る材料費、外注加工費及び当期商品仕入高の合計の額を含む。）を控除した額とする。

ロ 付加価値対固定資産比率は、イに掲げる付加価値の額を基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における固定資産の額の平均の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が1430.6%を超える場合は1430.6%と、61.5%に満たない場合は61.5%とみなす。

なお、事業年度を変更したため審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1(1)チ②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における(1)のイの売上高の額、(1)のロの営業利益の額、(2)のロの経常利益の額、(3)のイのキャッシュ・フローの額、(9)のイの純支払利息の額及び(12)のイの材料費等の額は、1の(1)のト、チ又はりの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

上記の場合を除くほか、審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合は、(4)、(5)、(6)、(8)及び(9)に掲げる項目については、最大値を、その他の項目については最小値をとるものとして算定するものとする。

5-2 連結決算の取扱いについて

証券取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、同条の規定により提出された連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表をいう。以下同じ。）に基づき、2の(1)から(11)までに掲げる指標についての数値を算定し（2の(12)に掲げる指標についての数値は算定しないこととする。）、当該数値を財務諸表に基づき算定された数値に加え付記することとする。この場合において、(3)のイ、(4)のロ、(8)のイについては、それぞれ次のように読替えるものとする。

(3)イ キャッシュ・フローの額は、審査対象事業年度における当期純利益に連結減価償却実施額（申請者に係る減価償却実施額に連結子会社（連結財

務諸表規則第2条第3号の連結子会社をいう。)に係る減価償却実施額(未実現損益の消去に伴い修正した減価償却費の額を除く。)を加えた額をいう。なお、連結財務諸表規則第15条の2の規定に基づき、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する減価償却費の額を注記した者については、これらの減価償却実施額の合計の額と一致していなければならない。)及び引当金増減額を加えた額(税効果会計の適用に当たり法人税等調整額を計上している場合は当該金額を加減した額とする。)から審査対象事業年度に実施した剰余金の配当の額を控除した額とする。

(4)ロ 必要運転資金月商倍率は、基準決算における受取手形、完成工事未収入金その他の営業債権及び未成工事支出金(建設業以外の事業を併せて営む者については当該事業に係る支出金を含む。(5)において同じ。)の合計の額から支払手形、工事未払金その他営業性を有する債務及び未成工事受入金(建設業以外の事業を併せて営む者については当該事業に係る受入金を含む。(5)において同じ。)の合計の額を控除した額を(4)イに掲げる一月当たり売上高で除して得た数値(その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が3.4を超える場合は3.4と、マイナス1.6に満たない場合はマイナス1.6とみなす。

(8)イ 有利子負債の額は、基準決算における短期借入金、長期借入金、受取手形割引高(連結財務諸表規則第39条の3の規定により注記された額とし、同条の規定に基づき注記すべき金額がない者については0とみなす。)、社債及び新株予約権付社債の合計の額(証券取引法第2条第1項第8号に定めるコマーシャル・ペーパーの額を含む。)とする。

なお、事業年度を変更したために審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12ヶ月に満たない場合、商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における(1)のイの売上高の額、(1)のロの営業利益の額、(2)のロの経常利益の額、(3)のイのキャッシュ・フローの額、(9)のイの純支払利息の額は、1の(1)のト、チ又はりの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。また、連結財務諸表により2の(1)から(11)までに掲げる指標についての数値を算定するに当たっては、建設業法施行規則第19条の4第1項第4号の規定に基づき、基準決算における財務諸表の写し及び基準決算の前期決算における連結財務諸表の写しを提出させるものとする。ただし、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は、直前の基準決算にお

ける連結財務諸表の写しの提出を省略することができる。

- II 経営規模等評価の結果は、別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」によって算出した評点で表示するものとする。
- III 経営規模等評価の申請者及び総合評定値の請求者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により行うものとし、建設工事の発注者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、同様式又は同様式の記載内容を記録した磁気ディスクにより行うものとする。
- IV 規則別記様式第二十五号の十二の行政庁記入欄については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項等で特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。
- V 申請者から規則別記様式第二十五号の十二の通知書の写しの請求があったときは、当該写しが適正に交付されたものであることを証明する旨を当該写しに記載するものとする。
- VI 経営規模等評価の結果を閲覧に供する場合には、各項目の計算の方法等が明らかとなるように、平成6年建設省告示第1461号等を備え置くこととする。

別 紙

経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

告示第一の一の1に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高については、告示の別表第一の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて次の表に掲げる評点を与える。

(告示の別表第一関係)

区分	評点
(1)	2616
(2)	$123 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000,000 + 2124$
(3)	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000,000 + 1933$
(4)	$113 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1703$
(5)	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1708$
(6)	$99 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1760$
(7)	$86 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1541$
(8)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1531$
(9)	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1535$
(10)	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1352$
(11)	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1352$
(12)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1348$
(13)	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1258$
(14)	$61 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1144$
(15)	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1134$
(16)	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1190$
(17)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1037$
(18)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1037$
(19)	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1041$
(20)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 888$
(21)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 948$
(22)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 956$
(23)	$37 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 879$
(24)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
(25)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
(26)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 855$

(27)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 777$
(28)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 777$
(29)	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 773$
(30)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 707$
(31)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 702$
(32)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 706$
(33)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 653$
(34)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 603$
(35)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 603$
(36)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 651$
(37)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 618$
(38)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 618$
(39)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(40)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 586$
(41)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 581$
(42)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 581$
(43)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 547$
(44)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 531$
(45)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 580$

注2. 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 自己資本額及び職員数に係る評点

告示第一の一の2に掲げる自己資本の額及び同号の3に掲げる建設業に従事する職員の数については、告示の別表第二又は別表第三の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ又はロの表に掲げる点数を与え、これらの点数の合計点数（ハの表において「イ及びロの合計点数」という。）に応じて、ハの表に掲げる自己資本額及び職員数に係る評点を与える。

イ 自己資本額の点数

（告示の別表第二関係）

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点数	120	119	118	117	116	115	114

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
113	112	111	110	109	108	107	106

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
105	104	103	102	101	100	99	98

(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)
97	96	95	94	93	92	91	90

(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)
89	88	87	86	85	84	83	82

(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)
81	80	79	78	77	76	75	74

(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)
73	72	71	70	69	68	67	66

(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)
65	64	63	62	61	60

ロ 職員数の点数

(告示の別表第三関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点数	60	59	58	57	56	55	54

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
53	52	51	50	49	48	47	46

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
45	44	43	42	41	40	39	38

(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)
37	36	35	34	33	32	31	30

ハ 自己資本額及び職員数に係る評点

イ及びロの合 計点数	自己資本額及び職員 数に係る評点				
180	954	151	685	120	397
179	945	150	676	119	387
178	936	149	666	118	378
177	926	148	657	117	369
176	917	147	648	116	360
175	908	146	638	115	350
174	899	145	629	114	341
173	889	144	620	113	332
172	880	143	611	112	322
171	871	142	601	111	313
170	861	141	592	110	304
169	852	140	583	109	295
168	843	139	573	108	285
167	834	138	564	107	276
166	824	137	555	106	267
165	815	136	545	105	257
164	806	135	536	104	248
163	796	134	527	103	239
162	787	133	518	102	229
161	778	132	508	101	220
160	768	131	499	100	211
159	759	130	490	99	202
158	750	129	480	98	192
157	741	128	471	97	183
156	731	127	462	96	174
155	722	126	453	95	164
154	713	125	443	94	155
153	703	124	434	93	146
152	694	123	425	92	137
		122	415	91	127
		121	406	90	118

3 建設業の種類別の技術職員の数の評点

告示第一の三に掲げる技術職員の数については、告示の別表第四の区分の欄

に掲げられた審査の結果に応じて、次の表に掲げる建設業の種類別の技術職員の数の評点を与える。

(告示の別表第四関係)

区 分	評 点	(16)	1,465
(1)	2,402	(17)	1,402
(2)	2,340	(18)	1,340
(3)	2,277	(19)	1,278
(4)	2,215	(20)	1,215
(5)	2,153	(21)	1,152
(6)	2,090	(22)	1,090
(7)	2,027	(23)	1,028
(8)	1,965	(24)	965
(9)	1,903	(25)	902
(10)	1,840	(26)	840
(11)	1,777	(27)	777
(12)	1,715	(28)	715
(13)	1,652	(29)	652
(14)	1,590	(30)	590
(15)	1,527		

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から5までに掲げる死亡者及び負傷者の数、営業年数、公認会計士等の数、防災協定の有無については、告示の別表第五から別表第八までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ、ロ、ハ又はニの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（ホの表において「告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数」という。）に応じて、ホの表に掲げるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。

イ 工事の安全成績

(告示の別表第五関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	30	25	20	15	10	5	0

ロ 営業年数の点数

(告示の別表第六関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点数	30	29	28	27	26	25	24

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
23	22	21	20	19	18	17	16

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
15	14	13	12	11	10	9	8

(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)
7	6	5	4	3	2	1	0

ハ 公認会計士等の数の点数

(告示の別表第七関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点数	10	8	6	4	2	0

ニ 防災協定の有無の点数

(告示の別表第八関係)

区分	(1)	(2)
点数	3	0

ホ その他の審査項目（社会性等）の評点

告示の付録第二による 点数並びにイ、ロ、ハ及 びニの点数の合計点数	その他の審査項目 (社会性等)の評点
103	987
102	980
101	973
100	967
99	960

98	953
97	947
96	940
95	933
94	927
93	920
92	913
91	907
90	900

89	893
88	887
87	880
86	873
85	867
84	860
83	853
82	847
81	840
80	833
79	827
78	820
77	813
76	807
75	800
74	793
73	787
72	780
71	773
70	767
69	760
68	753
67	747
66	740
65	733
64	727
63	720
62	713
61	707
60	700
59	693
58	687
57	680
56	673

55	667
54	660
53	653
52	647
51	640
50	633
49	627
48	620
47	613
46	607
45	600
44	593
43	587
42	580
41	573
40	567
39	560
38	553
37	547
36	540
35	533
34	527
33	520
32	513
31	507
30	500
29	493
28	487
27	480
26	473
25	467
24	460
23	453
22	447

21	440
20	433
19	427
18	420
17	413
16	407
15	400
14	393
13	387
12	380
11	373

10	367
9	360
8	353
7	347
6	340
5	333
4	327
3	320
2	313
1	307
0	0

5 経営状況の評点

告示第一の二に掲げる項目については、告示の付録第一に定める算式によって算出した点数（小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「経営状況点数」という。）に基づき、次の申請者の区分に応じてそれぞれ次に掲げる算式によって経営状況の評点（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を求める。ただし、経営状況の評点が0に満たない場合は0とみなす。

（告示の付録第一関係）

- ① 申請者が法人である場合 経営状況の評点 = $215.3 \times A + 720$
- ② 申請者が個人である場合 経営状況の評点 = $215.3 \times A + 420$

Aは、経営状況点数

なお、5-2により、5の(1)から(11)までに掲げる指標について連結財務諸表による数値の算定を行った者については、当該数値を告示の付録第一に定める算式に当てはめて（(12)（付加価値対固定資産比率）については、財務諸表に基づき算出された数値を当てはめる。）算出した連結による経営状況点数（小数点以下2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。）に基づき、次に掲げる算式によって求めた数値（小数点以下の端数があるときには、これを四捨五入する。以下「連結経営状況の評点」という。）を、経営状況の評点に加え付記することとする。ただし、連結経営状況の評点が0に満たない場合は0とみなす。

（告示の付録第一関係）

連結経営状況の評点 = $215.3 \times A + 720$

また、告示の付録第一に定める算式のうち、次に掲げるものを算出して求め、

通知するものとする。

$$\text{収益性の点数} = 0.10403 \times X1 + 0.03219 \times X2 + 0.06474 \times X3 - 0.52301$$

$$\text{流動性の点数} = 0.13201 \times X4 + 0.06263 \times X5 + 0.16302 \times X6 - 1.21835$$

$$\text{安定性の点数} = 0.00969 \times X7 - 0.16104 \times X8 - 0.36901 \times X9 + 0.43437$$

$$\text{健全性の点数} = 0.00107 \times X10 + 0.00229 \times X11 + 0.00071 \times X12 - 0.94023$$

別記

様式第1号

(用紙A4)

工事種別別完成工事高付表

申請者

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

(1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。

(2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。